

頁	改正前	改正後	頁
第6編-2	<p>第6編 河川編</p> <p>第1章 築堤・護岸</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p>1-5-1 一般事項</p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第6編 河川編</p> <p>第1章 築堤・護岸</p> <p>第5節 護岸基礎工</p> <p>1-5-1 一般事項</p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	304
第6編-3	<p>第6節 矢板護岸工</p> <p>1-6-1 一般事項</p> <p>本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第6節 矢板護岸工</p> <p>1-6-1 一般事項</p> <p>本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	305
第6編-3	<p>第7節 法覆護岸工</p> <p>1-7-1 一般事項</p> <p>5. 遮水シートの布設</p> <p>受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p>	<p>第7節 法覆護岸工</p> <p>1-7-1 一般事項</p> <p>5. 遮水シートの布設</p> <p>受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p>	305
第6編-9	<p>第8節 擁壁護岸工</p> <p>1-8-1 一般事項</p> <p>本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第8節 擁壁護岸工</p> <p>1-8-1 一般事項</p> <p>本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	311

頁	改正前	改正後	頁
第6編-10	<p>第9節 根固め工</p> <p>1-9-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第9節 根固め工</p> <p>1-9-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>	312
第6編-11	<p>第10節 水制工</p> <p>1-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第10節 水制工</p> <p>1-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。</p>	313
第6編-12	<p>第11節 付帯道路工</p> <p>1-11-1 一般事項</p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第11節 付帯道路工</p> <p>1-11-1 一般事項</p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p>	314
第6編-13	<p>第13節 光ケーブル配管工</p> <p>1-13-1 一般事項</p> <p>本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第13節 光ケーブル配管工</p> <p>1-13-1 一般事項</p> <p>本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	315

頁	改正前	改正後	頁
第6編-15	第2章 浚渫（河川） 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 2-2-1 一般事項 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	第2章 浚渫（河川） 第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 2-2-1 一般事項 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>施工前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	317
第6編-15	4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>監督員に通報</u> するとともに、速やかに取り除かなければならない。	4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>関係機関に通報及び監督員に連絡</u> するとともに、速やかに取り除かなければならない。	317
第6編-16	第3節 浚渫工（グラブ船） 2-3-1 一般事項 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	第3節 浚渫工（グラブ船） 2-3-1 一般事項 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>施工前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	318
第6編-16	4. 支障落下物の処置 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に通報するとともに、速やかに取り除かなければならない。	4. 支障落下物の処置 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>関係機関に通報及び監督員に連絡</u> するとともに、速やかに取り除かなければならない。	318
	第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船） 2-4-1 一般事項	第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船） 2-4-1 一般事項	

頁	改正前	改正後	頁
第6編-17	<p>3. 避難場所の確保等</p> <p>受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、<u>工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</u></p>	<p>3. 避難場所の確保等</p> <p>受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、<u>施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</u></p>	319
第6編-17	<p>4. 支障落下物の除去</p> <p>受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに<u>監督員に通報</u>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p>	<p>4. 支障落下物の除去</p> <p>受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに<u>関係機関に通報及び監督員に連絡</u>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p>	319
第6編-19	<p>第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成22年6月一部改正）</p> <p>建設省 河川砂防技術基準（案） （平成9年10月）</p> <p>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書（案） （平成19年3月）</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準（案） （平成22年4月）</p>	<p>第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成22年6月一部改正）</p> <p>建設省 河川砂防技術基準（案） （平成9年10月）</p> <p>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書（案） （平成24年3月）</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準（案） （平成22年4月）</p>	321
第6編-20	<p>第5節 樋門・樋管本体工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第5節 樋門・樋管本体工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	322

頁	改正前	改正後	頁
第6編-22	<p>3-5-6 函渠工</p> <p>5. コルゲートパイプの布設</p> <p>受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり<u>下記</u>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p>	<p>3-5-6 函渠工</p> <p>5. コルゲートパイプの布設</p> <p>受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり<u>以下</u>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。</p> <p>なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p>	324
第6編-22	<p>6. 樋門及び樋管</p> <p>受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について<u>下記</u>の事項によらなければならない。</p>	<p>6. コンクリート構造の樋門及び樋管</p> <p>受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について<u>以下</u>の事項によらなければならない。</p>	324
第6編-22	<p>7. 鋼管の布設</p> <p>受注者は、鋼管の布設について<u>下記</u>の事項によらなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、<u>下記</u>の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。</p> <p>③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p>⑤ 鋼材表面が湿気を帯びているとき。</p> <p>⑥ その他、監督員が不相当と認めたとき。</p>	<p>7. 鋼管の布設</p> <p>受注者は、鋼管の布設について<u>以下</u>の事項によらなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、<u>以下</u>の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。</p> <p>③ 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p>⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。</p> <p>⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。</p> <p>⑦ その他、監督員が不相当と認めたとき</p>	324

頁	改正前	改正後	頁
第6編-24	<p>第6節 護床工</p> <p>3-6-1 一般事項</p> <p>本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第6節 護床工</p> <p>3-6-1 一般事項</p> <p>本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>	326
第6編-25	<p>第7節 水路工</p> <p>3-7-1 一般事項</p> <p>本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水柵工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第7節 水路工</p> <p>3-7-1 一般事項</p> <p>本節は、水路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水柵工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p>	327
第6編-25	<p>第8節 付属物設置工</p> <p>3-8-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第8節 付属物設置工</p> <p>3-8-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	328
第6編-29	<p>第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<u>同解説</u>） （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）</p>	<p>第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<u>基準解説編・マニュアル編</u>） （平成23年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）</p>	331

頁	改正前	改正後	頁
	(平成 14 年 3 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(平成 24 年 3 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	
	(平成 14 年 3 月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成 24 年 3 月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	
	(平成 3 年 3 月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案)	(平成 3 年 3 月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案)	
	(平成 22 年 4 月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説	(平成 22 年 4 月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説	
	(平成 16 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 16 年 4 月) 日本道路協会 道路橋支承便覧	
	第 6 節 水門本体工	第 6 節 水門本体工	
	4-6-1 一般事項	4-6-1 一般事項	
第 6 編-31	1. 適用工種 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工 (遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	1. 適用工種 本節は、水門本体工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工 (遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	333
	第 7 節 護床工	第 7 節 護床工	
第 6 編-33	4-7-1 一般事項 本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	4-7-1 一般事項 本節は、護床工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	335
	第 8 節 付属物設置工	第 8 節 付属物設置工	
第 6 編-34	4-8-1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台	4-8-1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、防止柵工、	336

頁	改正前	改正後	頁
第6編-36	<p>工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-9-2 材料</p> <p>4. 試験結果の提出</p> <p>受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p>	<p>境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-9-2 材料</p> <p>4. 試験結果の提出</p> <p>受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。</p>	338
第6編-36	<p>5. 品質証明資料の提出</p> <p>(2) プライムコート及びビタックコートに使用する瀝青材料。 なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。</p>	<p>5. 品質証明資料の提出</p> <p>(2) なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。</p>	338
第6編-43	<p>第18節 舗装工</p> <p>4-18-10 コンクリート舗装工</p> <p>3. 粗面仕上げ</p> <p>粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。</p>	<p>第18節 舗装工</p> <p>4-18-10 コンクリート舗装工</p> <p>3. 粗面仕上げ</p> <p>粗面仕上げは、フロート、ハケ及びほうき等で行うものとする。</p>	345
第6編-45	<p>第5章 堰</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (同解説) (平成21年6月)</p> <p>国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案)</p>	<p>第5章 堰</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)</p> <p>国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案)</p>	347

頁	改正前	改正後	頁
第6編-48	<p>(平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成14年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>第6節 可動堰本体工 5-6-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) 第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>第6節 可動堰本体工 5-6-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、可動堰本体工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	350
	第6編-48		

頁	改正前	改正後	頁
第6編-49	<p>第7節 固定堰本体工</p> <p>5-7-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第7節 固定堰本体工</p> <p>5-7-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	351
第6編-49	<p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) 第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)（基準解説編・マニュアル編） 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	351
第6編-50	<p>第8節 魚道工</p> <p>5-8-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第8節 魚道工</p> <p>5-8-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	352
第6編-50	<p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)（基準解説編・マニュアル編） 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	353
第6編-53	<p>第10節 鋼管理橋上部工</p> <p>5-10-11 現場継手工</p> <p>現場継手工の施工については、<u>第6編4-9-11</u> 現場継手工の規定に</p>	<p>第10節 鋼管理橋上部工</p> <p>5-10-11 現場継手工</p> <p>現場継手工の施工については、<u>第3編4-9-11</u> 現場継手工の規定</p>	355

頁	改正前	改正後	頁
第6編-59	<p>よる。</p> <p>第20節 付属物設置工</p> <p>5-20-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>による。</p> <p>第20節 付属物設置工</p> <p>5-20-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	361
第6編-60	<p>第6章 排水機場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説） （平成21年6月）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 （平成13年）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説 （平成13年）</p>	<p>第6章 排水機場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） （平成23年7月）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 （平成13年）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説 （平成13年）</p>	363
第6編-60	<p>第4節 機場本体工</p> <p>6-4-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第4節 機場本体工</p> <p>6-4-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、機場本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。</p>	363

頁	改正前	改正後	頁
第6編-63	<p>第5節 沈砂池工</p> <p>6-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。</p>	<p>第5節 沈砂池工</p> <p>6-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。</p>	366
第6編-65	<p>第6節 吐出水槽工</p> <p>6-6-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本土工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第6節 吐出水槽工</p> <p>6-6-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本土工その他これらに類する工種について定める。</p>	368
第6編-70	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第5節 床固め工</p> <p>7-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第5節 床固め工</p> <p>7-5-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、床固め工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。</p>	373
第6編-72	<p>第6節 山留擁壁工</p> <p>7-6-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について</p>	<p>第6節 山留擁壁工</p> <p>7-6-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工</p>	375

頁	改正前	改正後	頁
第6編-79	<p>定める。</p> <p>第8章 河川維持</p> <p>第9節 付属物設置工</p> <p>8-9-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>第8章 河川維持</p> <p>第9節 付属物設置工</p> <p>8-9-1 一般事項</p> <p>本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（床掘り、埋戻し）、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。</p>	382
第6編-80	<p>第10節 光ケーブル配管工</p> <p>8-10-1 一般事項</p> <p>本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第10節 光ケーブル配管工</p> <p>8-10-1 一般事項</p> <p>本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p>	383
第6編-81	<p>第14節 撤去物処理工</p> <p>8-14-2 運搬処理工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、<u>殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は</u>、運搬物が飛散しないよう<u>しなければならない</u>。</p>	<p>第14節 撤去物処理工</p> <p>8-14-2 運搬処理工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	384
第6編-82	<p>第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (<u>同解説</u>) (平成21年6月)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説</p>	<p>第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説</p>	385

頁	改正前	改正後	頁
第6編-83	<p style="text-align: right;">(平成13年)</p> <p>第6節 堤脚保護工 9-6-1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。</p>	<p style="text-align: right;">(平成13年)</p> <p>第6節 堤脚保護工 9-6-1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り、埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。</p>	386